

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概要要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	
農林水産省	1010010	競争的資金制度を省庁の枠を超えて地域における将来有望な分野に重点的に配分できるよう、これまでの実績等をもとに「関西州(産業再生)特区」に対して枠配分を行うこと。 個別案件の審査採択から事後評価まで制度の運用権限を国の各省庁から「特区」の組織に移譲すること。			C	「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」は、食糧自給率の向上や地球規模での食糧不足の解決などに向け、新しい発想に立って生物機能を高度に活用した新技術・新分野を創出するため、独立行政法人、大学、民間等からの提案公募による基礎的・独創的な研究に対し、競争的研究資金を供給しているところである。 競争的研究資金制度は、競争的な研究開発環境の形成に寄与するとともに、研究者の能力を最大限に発揮させ、世界最高水準の研究開発成果の創出に貢献するものである。 「競争的研究資金制度改革について(意見)」(H15.4.21総合科学技術会議)では、研究者間、研究機関間の競争の一層の推進等、を制度の基本的視点として推進しているところである。 また、本事業の競争的研究資金の配分に当たっては、配分機関(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構)が専門性と特徴をもって、戦略的・機動的に業務を遂行している。 このように、業務の推進に当たっては、競争的研究資金の効果を最大限に発揮させるよう行っており、これまでの実績等を基にした地域への配分は困難である。							1477	14772010	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	政策連携による次世代産業創出事業の推進
農林水産省	1010020	ワイルドライフ・マネジメントを効率的に推進するため、環境省と農林水産省に関連する野生動物の調査や研究、頭数管理、被害防止等に対するソフト・ハードの両面に渡る対策を、野生動物の保護管理という視点でパッケージ化、リスト化し、総合的・体系的に実施できる補助金制度の確立を提案する。	生産振興総合対策事業実施要綱 森林病害虫等防除事業実施要綱 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要綱	環境省は野生動物の保護管理を目的とする野生鳥獣保護管理適正化事業を、農林水産省は自然環境の保全等を目的とする山村振興対策、農業被害対策の推進等を目的とする生産振興対策をそれぞれ実施している。	B-2、C	しかしながら、農林水産関係の地方交付補助金については、地域の自主性・裁量性を発揮できる仕組みとするよう個別事業の統合・交付金化を行い、予算要求しているところであり、地域提案メニューとして対応可能かどうか等について今後検討してまいりたい。	、C	既存の農林水産関係補助金を大きな目的別に統合・大きくくり化し、地域の自主性・裁量性を拡大した交付金を創設したところであり、今後、地域の提案を支援対象とする「地域提案メニュー」の範囲等について、要綱・要領等を制定する過程において検討。(平成17年3月) なお、政策目的及び事業内容の異なるそれぞれの対策を「森林・野生動物保護管理研究センター(仮称)」の整備等のために一体化することは困難。	(項)農業食品産業競争力・経営力強化費 (目)農業食品産業競争力・経営力強化整備交付金 (目)農業食品産業競争力・経営力強化推進交付金 (項)林業振興費 (目)森林整備・保全推進交付金 (目)森林整備・保全施設整備交付金 (項)農村振興費 (目)農山漁村地域活性化整備交付金 (目)農山漁村地域活性化推進交付金	47,008,922の内数 4,431,000の内数 46,606,902の内数	1624	16242010	兵庫県	兵庫県	ワイルドライフ・マネジメント構想		
農林水産省	1010030	森林・野生動物管理官制度の創設に向けた、専門技術者の養成等に対する支援を提案する。また、現在、環境省(野生鳥獣管理技術者育成事業)、農林水産省(農作物鳥獣被害防止対策研修)、林野庁(森林技術総合研修所研修)で実施している野生動物保護管理に関する研修を統合・充実し、ワイルドライフ・マネジメントを実践する専門技術者を養成する新たな研修制度の創設を提案する。		環境省は野生鳥獣の保護管理者育成のため野生鳥獣管理技術者育成事業を、農林水産省は農作物被害防止方法の習得のため農作物鳥獣被害防止対策研修を、林野庁は森林保護技術研修のため森林保護研修等をそれぞれ実施している。	C、D	野生鳥獣管理技術者育成事業、農作物鳥獣被害防止対策研修、森林保護研修等はそれぞれ研修の目的及び内容が異なり、一体化した場合、参加者が十分に内容を修得できなくなるおそれがあるため、統合は困難。 なお、農作物鳥獣被害防止対策研修の実施に当たっては、野生動物保護管理等の啓発も可能な場合は、環境省の協力を得て一体的に実施している。						1624	16242020	兵庫県	兵庫県	ワイルドライフ・マネジメント構想	
農林水産省	1010040	阿武隈川の源流の郷として西郷村をアピールしていくために、自然環境を守りながら、きれいな水を活かした地域づくりをおこなっていくために、下水道や浄化槽の整備を促進して水の浄化に努める。	浄化槽設置整備事業実施要綱	浄化槽設置整備事業については、実施要綱において、補助の対象となる浄化槽の要件として、処理能力がB002.0mg/L以下であるとしている。また、補助の対象となる地域の要件として、下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域(以下、「下水道事業計画区域」という。)以外の地域で一定の要件を満たす地域または下水道事業計画区域内で下水道の整備が当分見込まれない地域で一定の要件を満たす地域であるとしている。	D	・現行制度において補助対象施設となる浄化槽の処理能力はB0020mg/Lとしているが、各自治体の判断により、浄化槽設置整備事業における補助対象浄化槽の要件を10mg/L以下とすることは可能である。なお、処理能力がB005mg/L以下の浄化槽についても、高度処理型浄化槽として別途補助対象額を通常型よりも高く設定している。 ・また、浄化槽設置整備事業の補助対象地域については、国庫補助の二重投資を防ぐ観点から、原則として下水道事業計画区域以外の地域としている。ただし、個人設置型の場合、下水道事業計画区域内であっても、下水道の整備が当分の間(7年以上)見込まれない地域であって、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域や水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域に設置する場合については補助対象としている。なお、汚水処理施設の整備については、地域の実情に応じて効率的かつ適正な整備手法の選定を行っていただきたい。						1029	10292010	福島県	西郷村	阿武隈川源流の郷水質保全構想	
農林水産省	1010050	岩手県では、汚水処理について、平成12年度から関係3省が所管する全ての汚水処理事業を一体的、総合的に企画調整する組織を設置し、汚水処理行政の効率化を進めてきたところであるが、これをさらに進めるため、平成17年度における汚水処理分野の県組織の一元化を検討している。 この組織の一元化による効果を更に高め、総コストの縮減を図るとともに、効率的・効果的な事業の実施と県民ニーズに的確に対応するため、汚水処理に関する各種国庫補助金を廃止し、地域の裁量で実施できるよう、その用途を自由化することを提案する。 このことにより、河川・湖沼等の水質の保全を図るとともに、快適・衛生的で利便性の高い暮らしを実現していく。また、汚水処理施設の未整備地区の早期整備により、若者の定住促進やI・J・Uターン・交流人口の増加による農山漁村の振興などを図るものである。	下水道法	・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。	A	・公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽を対象として、市町村の裁量により、対象事業間で流用可能となる仕組みである「汚水処理普及対策助成金制度(仮称)」の創設を検討。 ・対象地域その他の要件については、年末までに調整を図る。		「汚水処理施設整備交付金制度(仮称)」の創設				1173	11732010	岩手県	岩手県	汚水処理事業の一元化構想	
農林水産省	1010060	生活排水処理施設整備の最終的な目的は河川等の水質改善であるが、県の汚水処理構想や町の生活排水処理計画などと整合を取りながら、様々な要件を付した施設整備を組み合わせて推進しなければならず、現行制度の下では、事業の実施段階においての地区レベル、更には小規模の集落レベルでの適切な生活排水処理施設の選択は困難である。この場合、前述の構想や計画の変更、事業ごとの補助申請、起債手続きなど煩雑な事務手続きを経る必要があり、事業実施が大幅に遅れることとなる。 特にPFIを導入した生活排水処理施設整備事業を行う場合は、事業者の積極的な営業活動や事業計画の提案などPFI導入の重要なメリットを妨げることなく事業を推進するために、事業実施に伴う構想や計画の変更や補助金申請などの事務手続きを軽減し、迅速かつ柔軟に地域に応じた適切な生活排水処理施設を選択できるような環境を整備する必要があり、各種生活排水処理施設の法律上の位置付けや所管省庁、補助申請等事務手続の一元化を提案する。	下水道法	・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。	B-2	・公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽を対象として、市町村の裁量により、対象事業間で流用可能となる仕組みである「汚水処理普及対策助成金制度(仮称)」の創設を検討。 ・対象地域その他の要件については、年末までに調整を図ることとしており、個別市町村への適用可否は未定である。		「汚水処理施設整備交付金制度(仮称)」の創設				1219	12192010	福岡県	香春町	生活排水処理施設整備一元化構想	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概要要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
農林水産省	1010070	目的や効果が等しい、例えば農業集落排水や合併処理浄化槽の整備における補助金制度の一元化により、受益者にわかりやすい事業実施を図る。又農林水産省の農業集落道整備と国土交通省の市町村道整備事業による道路整備も同様である。	下水道法 土地改良法第126条(国の補助)	・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。 ・農道整備事業と地方道路整備事業は整備目的が異なることから、それぞれが適切に役割分担しているところ。	B-2	・公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽を対象として、市町村の裁量により、対象事業間で流用可能となる仕組みである「汚水処理普及対策助成金制度(仮称)」の創設を検討。 ・対象地域その他の要件については、年末までに調整を図ることとしており、個別市町村への適用可否は未定である。 ・農道・林道(農林水産省)と地方道(国土交通省)について、一定の地域において複数の事業を実施する場合、地方の裁量・自主性を拡大するため、関係省庁が連携して支援する「ふるさとのみち整備事業(仮称)」の創設を検討。 ・詳細については、年末までに調整を図ることとしており、個別市町村への適用可否は未定である。			(集落排水) 「汚水処理施設整備交付金制度(仮称)」の創設 (農道) 「道整備交付金制度(仮称)」の創設		1239	12392021	京都府	美山町	日本一の田舎づくり構想	
農林水産省	1010080	・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 ・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きくなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 ・下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とする1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 ・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。	下水道法	・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。	D	・「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。 ・一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。			(項)農村整備事業費 (目)農業集落排水事業費補助 (目細)農業集落排水事業費補助	42,200,000	1332	13322010	東京都	土壌浄化法事業推進連合会	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	
農林水産省	1010080	・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 ・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きくなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 ・下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とする1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 ・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。	下水道法	・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。	D	・「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。 ・一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。			(項)農村整備事業費 (目)農業集落排水事業費補助 (目細)農業集落排水事業費補助	42,200,000	1336	13362010	山梨県	下部町(平成16年9月13日町村合併身延町)	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	
農林水産省	1010080	・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 ・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きくなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 ・下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とする1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 ・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。	下水道法	・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。	D	・「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。 ・一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。			(項)農村整備事業費 (目)農業集落排水事業費補助 (目細)農業集落排水事業費補助	42,200,000	1338	13382010	長崎県	宇久町	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概要要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
農林水産省	1010080	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きくなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。 	下水道法	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。 	D	<ul style="list-style-type: none"> 「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。 一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。 			(項)農村整備事業費 (目)農業集落排水事業費補助 (目細)農業集落排水事業費補助	42,200,000	1351	13512010	長崎県	三井楽町	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	
農林水産省	1010080	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きくなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。 	下水道法	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。 	D	<ul style="list-style-type: none"> 「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。 一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。 			(項)農村整備事業費 (目)農業集落排水事業費補助 (目細)農業集落排水事業費補助	42,200,000	1360	13602010	山梨県	身延町(平成16年9月13日町村合併:身延町)	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	
農林水産省	1010080	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きくなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。 	下水道法	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。 	D	<ul style="list-style-type: none"> 「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。 一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。 			(項)農村整備事業費 (目)農業集落排水事業費補助 (目細)農業集落排水事業費補助	42,200,000	1361	13612010	群馬県	明和町	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	
農林水産省	1010090	<p>現在、農林水産省では、研究開発、実用化技術開発については「農林水産バイオサイクリング研究」で、賦存状況調査、計画策定、システムの構築、調査、実証については「バイオマス利活用フロンティア推進事業」で、新技術等を活用したモデル的施設整備については「バイオマス利活用フロンティア整備事業」で実施しているが、事業化の段階やバイオマス資源の種類によって担当部局が異なっている。多様なバイオマス資源の活用を促進するためには、地域の実状に則した施策を段階的かつ総合的に推進する必要があることから、これらの事業を一体的に実施するなど事業体系の見直しを要望する。</p>	「農林水産バイオサイクリング研究公募要領」、 「バイオマス利活用フロンティア推進事業実施要綱」、 「バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱」、 「バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱」	技術開発、ソフト事業、ハード事業それぞれ異なる支援措置を設けている。また、バイオマス利活用フロンティア整備事業については、資源ごとに担当部局が分かれている。	A	包括的で自由度の高い「バイオマスの環づくり交付金」を新たに要求し、地域におけるバイオマスの総合的な利活用推進を図る。			地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、関係者への理解の醸成、バイオマス利活用計画の策定、バイオマスの種類に応じた利活用対策、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援	バイオマスの環づくり交付金 (項)農村振興費 (目)バイオマス利活用整備交付金 (目)バイオマス利活用推進交付金 (目)牛肉等関税財源畜産振興費 (目)牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金 (目細)バイオマス利活用整備交付金	14380680	1148	11482090	青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想
農林水産省	1010100	<p>「バイオマス・ニッポン」の実現に向け、バイオマスの利活用を促進するために取り組むこととしている「バイオマスタウン構想」を有効に推進するため、国の認定を受けたバイオマスタウンを対象として、実証、事業化調査、施設整備等の施策を集中的に実施する必要がある。</p> <p>そこで、経済産業省が実施している「バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業」において導入している「バイオマスタウン構想」について、農林水産省が実施している「バイオマス利活用フロンティア推進事業・同整備事業」及びNEDOの技術開発機構が実施している「地域新エネルギー導入促進事業」等他のバイオマス関連事業にも枠を追加することを要望する。</p>	「バイオマス利活用フロンティア推進事業実施要綱」、 「バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱」(農林水産省)；	バイオマスタウン構想を支援するために特化した予算措置はない	A	地域のバイオマス利活用を推進するため新たに要求する「バイオマスの環づくり交付金」において、バイオマスタウン構想の実現に向けた地域の取組に対し、優先的に支援ができるよう図る。			地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、関係者への理解の醸成、バイオマス利活用計画の策定、バイオマスの種類に応じた利活用対策、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援	バイオマスの環づくり交付金 (項)農村振興費 (目)バイオマス利活用整備交付金 (目)バイオマス利活用推進交付金 (目)牛肉等関税財源畜産振興費 (目)牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金 (目細)バイオマス利活用整備交付金	14380680	1148	11482100	青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
農林水産省	1010110	地域の再生可能な生物由来の有機性資源の利活用の方策と環境と共生した地域社会のあり方を検証し、自然に対する負荷の軽減と景観を含む地域の生活の豊かさを実感できる地域社会のための調査研究を行い、その実現に関して、バイオマスの利活用、中小水力発電、二酸化炭素排出抑制対策を総合的に取り組むことのできる総合補助制度の創設。	バイオマス利活用フロンティア推進事業等実施要綱	バイオマス利活用フロンティア推進事業は、中小水力発電開発や二酸化炭素排出抑制対策とは別に実施されている。	C	目的の異なる補助金を統合することはできない。						1276	12762010	北海道	深川市	環境と共生する田園都市構想
農林水産省	1010120	資源循環型エネルギーセンターにおいて生し尿及び浄化槽汚泥の処理を行うことは、「汚泥再生処理センター」の性能指針に該当しうる。そこで、「210003」バイオマス利活用フロンティア整備事業の対象拡大と同様の合理的な措置と、他のバイオマス関連の補助事業等との包括的承認を求める。	バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱	地域の取組についての情報を共有し、各省が連携した支援が可能となる仕組みが構築されている。	D	地域再生推進のためのプログラム230003「バイオマスタウン構想の実現に向けた取組み」に基づき、関係府省間における連携が図られている。			地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、関係者への理解の醸成、バイオマス利活用計画の策定、バイオマスの種別に応じた利活用対策、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援	バイオマスの環づくり交付金(項)農村振興費(目)バイオマス利活用整備交付金(目)バイオマス利活用推進交付金(項)牛肉等関税財源畜産振興費(目)牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金(目細)バイオマス利活用整備交付金	14380680	1409	14092010	神奈川県	三浦市	6次経済の構築による三浦スタイル展開プロジェクト
農林水産省	1010130	資源循環型社会の形成の関連で利用できる民間企業の技術開発に係る補助金について統合的運用を可能にすることにより、技術開発と全国への普及の促進を図りたい。	バイオマス利活用高度化実証事業実施要綱	バイオマス利活用高度化実証事業が民間企業向け技術開発補助と統合的運用がされているわけではない。	C	普及すべき技術については、技術開発補助金の成果も含め、導入する地域の実情に応じた最適なものが選択されるべきであり、一律に研究開発補助と普及実証事業を統合すべきとは考えにくい。						1409	14092020	神奈川県	三浦市	6次経済の構築による三浦スタイル展開プロジェクト
農林水産省	1010140	バイオマス利活用の推進に関して、各省庁横断的な課題や一元的に取り組むべき施策が多く、関係省庁が多岐にわたり関連事業も分散している。その結果、事業の調整手続きに時間を要したり一体的な施策展開が困難となっている。バイオマスの利活用を効果的に進めるためには、各地域の状況に応じた関係者の連携を基礎に、バイオマスの発生から消費までをつなぐ循環システムを構築する施策展開が不可欠であり、条件整備も一体的に行う必要がある。このため、国における総合的な調整や情報提供などを行うワンストップの窓口を設置し、各自治体や民間企業からの提案公募の下に、既存の事業や省庁の枠にとらわれずバイオマス利活用推進への助成を行う、「バイオマス振興調整費」(仮称)や特別交付金といった弾力的に予算を活用できる制度の創設を提案する。		施策の目的に応じて、担当部署が存在し、各々の目的に応じた支援措置を講じている。	C	バイオマスに関する施策については、農林水産省が総合調整等の機能を担いながら関係府省間で連携して施策を進めており、さらなる組織の新設は難しい。また、バイオマスの利活用支援についても関係省が連携した措置を講じており、別途新たな予算の新設は難しいが、地域のバイオマスタウン構想の実現に向け、関係府省間のさらなる連携強化を図っていくこととしている。						1567	15672010	千葉県	千葉県	「バイオマス立県ちば」の推進
農林水産省	1010150	計画区域内の遊休地・未利用地(未竣工地)を活用した地域再生、経済活性化を図るため、既存のインフラ(施設・電力・用水)、技術・ノウハウ、人材を活かし、経済性・効率性を重視した先導性のあるリサイクル産業の育成を行う。また、コンビナート企業の豊富な副生水素、LNG冷熱やバイオマス、太陽光、風力等の再生可能エネルギーを活用した水素の製造・精製・貯蔵・運搬技術等の研究開発や、燃料電池、バイオマス、次世代太陽光などの研究開発を通じ、環境技術を核とした足腰の強い産業集積地として再生するとともに、地域再生を担う産業育成のための技術開発振興を通じた新エネルギー関連産業等新たな産業の創出を目指す。	バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱	補助金の目的に応じて、担当する省が支援措置を講じている。	C	目的の異なる補助金を統合することはできないが、バイオマスの利活用推進については、地域のバイオマスタウン構想の実現に向け、関係府省間のさらなる連携強化を図っていくこととしている。						1584	15842010	三重県	三重県、四日市市、四日市港管理組合	四日市臨海部地域再生計画(仮称)
農林水産省	1010160	森林文化を創出するためには地域資源である森林資源を積極的に循環させることが求められる。その一つの手法として森林資源を活用したバイオマス関連事業の推進も効果的である。しかし、それを支援する施策として補助事業をはじめ様々な支援策が講じられているが、バイオマスの利活用支援という目的が同じであるにもかかわらず、経済産業省、農水産業省および環境省がそれぞれ所管を分けて実施しているとともに、事業の種別、内容が多岐にわたっているため、制度を活用する立場においては、内容がわかりにくく、また、事務の手續きが煩雑となるため効率的な執行ができないのが現状である。そこで、これらの支援策を「バイオマス利活用支援総合事業」として整理、統合することにより効率的に実施し、目的を効果的に達成できるように制度の改革を要望する。	バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱、バイオマス利活用フロンティア推進事業実施要綱	補助金の目的に応じて、担当する省が支援措置を講じている。	C	目的の異なる補助金を統合することはできないが、バイオマスの利活用推進については、地域のバイオマスタウン構想の実現に向け、関係府省間のさらなる連携強化を図っていくこととしている。						1315	13152020	滋賀県	朽木村	森林文化創出プロジェクト
農林水産省	1010170	多省庁・部局で縦割り・細分化して制約の多い「都市と農山漁村の交流」に関連する補助事業(ソフト事業、小規模ハード事業)を廃止し、地域の裁量でグリーン・ツーリズム等の推進に活用できるよう、その用途を自由化する措置を講じること。このことにより、これまで各国庫補助事業ごとに行われていた補助金に係る煩雑な事務が解消されるとともに、自治体の裁量により総合かつ効果的な「都市と農山漁村の交流」に係る取組みを展開できる。	新グリーン・ツーリズム総合対策	都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の一環として、新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及を行うとともに、都市部のニーズに応じた農山漁村情報の発信機能の強化、グリーン・ツーリズム起業の支援、地域ぐるみで行う受入体制の整備や交流空間の整備等について、関係省庁と連携しつつ総合的に推進。	B-2	都市と農山漁村の交流に関連する補助事業については、政策群に位置づける等、各省連携して限りある予算を有効に活用しているところである。また、平成17年度予算においては、地域産業の核である農林水産業の振興を柱として、多様で豊富な地域資源を地域の創意と工夫により有効に活用した「元気な地域づくり」を推進するため、農山漁村の活性化に資する各種ソフト・ハード施策を総合的に推進する「元気な地域づくり交付金」の創設を要求しているところであり、その中で、地域の裁量性・自主性が最大限発揮されるよう、地域が必要と判断するメニューも対象とする、各メニュー間・地区間の配分を地域の裁量に委ねる等の措置を講じたところである。		都市と農山漁村の交流に関連する補助事業については、政策群に位置づける等、各省連携して限りある予算を有効に活用しているところである。また、平成17年度予算においては、地域産業の核である農林水産業の振興を柱として、多様で豊富な地域資源を地域の創意と工夫により有効に活用した「元気な地域づくり」を推進するため、農山漁村の活性化に資する各種ソフト・ハード施策を総合的に推進する「元気な地域づくり交付金」を創設し、その中で、地域の裁量性・自主性が最大限発揮されるよう、地域が必要と判断するメニューも対象とする、各メニュー間・地区間の配分を地域の裁量に委ねる等の措置を講じたところである。	(項)農業振興費(目)農山漁村地域活性化整備交付金(目)農山漁村地域活性化推進交付金	46,606,902の内数	1172	11722010	青森県、秋田県、岩手県	青森県、秋田県、岩手県	北のふるさと再生構想	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
農林水産省	1010180	農林水産業の生産振興と農山漁村の生活環境改善を一体的に実施することにより、農林水産業を核として地域活性化を図ろうとする地域において、公共・非公共を問わず、各事業を総合メニュー化し、地域が選択する複数の事業を交付金事業として一元的に実施する制度を創設する。 その際、各事業において定められている基準についても、当該地域が設定した客観的な目標・指標の達成が複数の事業実施により可能と見込まれることや、設定された客観的な目標・指標の達成にふさわしいことを条件に地域の実情に応じて緩和できる制度とする。 計画期間中の年度ごとの予算配分について、地域の自主裁量を拡大する。		施策の目的に応じて、担当部局が存在し、各々の目的に応じた支援措置を講じている。	A (C)	・ 農林水産関係の地方向け補助金について、7つの大きな目的別に、個別の事業の統合・交付金化を行ったところ。これにより、地域によって使いやすく、かつ、地域の自主性、裁量性が十分に発揮できるような仕組みへ転換。 ・ このうち、生産振興については、生産・経営から流通までの総合的な政策の推進を目的とした、「強い農業づくり交付金」、農山漁村の生活環境改善については、「元気な地域づくり交付金」、「森林づくり交付金」、「強い水産業づくり交付金」により地域が必要な政策を一体的に実施可能となる。 ・ なお、公共、非公共事業の統合・交付金化については、それぞれの目的が異なるため実現が困難である。			農林水産関係の地方向け補助金について、7つの大きな目的別に統合された7つの交付金の創設が認められ、各種施策の実施に必要な予算が確保されたところ。 ・ このうち、特に生産振興については、生産・経営から流通までの総合的な政策の推進を目的とした、「強い農業づくり交付金」、農山漁村の生活環境改善については、「元気な地域づくり交付金」、「森林づくり交付金」、「強い水産業づくり交付金」により地域が必要な政策を一体的に実施可能となる。	食の安全・安心確保交付金：2,742,305 強い農業づくり交付金：47,008,922 元気な地域づくり交付金：46,606,902 バイオマスの環づくり交付金：14,380,680 森林づくり交付金：4,431,000 強い林業・木材産業づくり交付金：7,809,406 強い水産業づくり交付金：15,228,087	1202	12022010	福井県	福井県	個性豊かな農山漁村づくり構想	
農林水産省	1010190	交流基盤の整備や交流促進事業の推進等をすすめる上で、現行の補助制度を統合し、「地域再生資金」を創設。住民満足度や入込客数、経済波及効果等を評価指標とした地域再生計画を「地域再生資金」により支援。資金の概算交付を行い複数年度の執行を可能とする。成果目標の検証を行い、未達の場合、資金の一部返還もあるとする。	新グリーン・ツーリズム総合対策	都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の一環として、新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及を行うとともに、都市部のニーズに応じた農山漁村情報の発信機能の強化、グリーン・ツーリズム起業の支援、地域ぐるみで行う受入体制の整備や交流空間の整備等について、関係省庁と連携しつつ総合的に推進。	A	交流基盤の整備等による農山漁村地域の活性化施策については、政策群に位置づける等、各省連携して限りある予算を有効に活用しているところである。 また、平成17年度予算に向け、都市農山漁村交流や美しいむらづくりの推進等を通じた農山漁村の活性化を図るための各種推進活動や施設等の整備について、地域の創意と工夫に基づき総合的に実施する「元気な地域づくり交付金」の創設を要求しているところであり、その中で、地域の裁量性・自主性が最大限発揮されるよう、地域が必要と判断するメニューも対象とする。各メニュー間・地区間の配分を地域の裁量に委ねる等の措置を講じる方針である。			(項) 農業振興費 (目) 農山漁村地域活性化整備交付金 (目) 農山漁村地域活性化推進交付金	46,606,902の内数	1223	12232010	島根県	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会	日本のふるさと交流再生計画	
農林水産省	1010200	県農林総合センターでは、国の委託を受け、民間企業や農協等と連携して地域に適した省力・低コスト生産技術の開発を進めている。現在、農林水産省の「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」により、本県のねぎ産地に適した移植機の開発を進めており、ねぎ産地から大きな期待が寄せられている。 このように国の研究事業を活用して有用な機械・施設が開発された場合、できるだけ早く広範囲に導入し競争力の高い産地育成が求められ、その際にはこれらの機械・施設の産地への導入を計画的に支援することが重要と考える。現状では、これら研究事業で開発された機械・施設と「農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月6日農林水産事務次官依命通知)」で示されている補助対象施設が連携していないため、補助制度を有効に活用できない場合がある。 そこで、地域に密着した有効な研究成果を迅速に産地に普及させるため、国の研究事業により開発された機械・施設が園芸振興事業の補助対象となるよう両事業の連携を図ることを提案する。	農業機械施設整備の整理合理化について	野菜の播種・定植用機械については、「野菜全自動移植機」を補助対象としている。	D	提案のあったねぎ移植機については、現在開発中ということもあり一概に補助対象となるかは不明であるが、既に普及段階にあるねぎの全自動移植機の機能・性能等と比較して遜色ないものであれば、補助対象となる可能性はあるものとする。 なお、農林水産省としても、野菜の構造改革においては、生産コストの低減を図るための新技術の開発は重要であると考えており、開発を進めるにあたっては、国の関係行政部局とも十分調整されることを希望する。			(項) 農業食品産業競争力・経営力強化費 (目) 農業食品産業競争力・経営力強化整備交付金	47,008,922の内数	1228	12282010	埼玉県	埼玉県	野菜産地の構造改革構想	
農林水産省	1010210	千代田区と防災協定を締結している嬬恋村にてリゾート施設を構築(もしくは既存施設を活用)し、また同時に地域LANを敷設し、千代田区のオフィス街の地域LANと嬬恋村のリゾート施設周辺の地域LANを専用の高速度情報回線で接続する。平常時は、リゾート情報、あるいは音楽祭などのイベント情報を千代田区と嬬恋村が相互に流し、被災時は、N T T回線が輻輳した場合に、千代田区オフィス街の通信機能のバックアップ役や、相互が被災した場合の一時疎開場所や支援基地として機能する。また交流事業として、東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会所属企業が嬬恋村のリゾート施設に会費を支払い、嬬恋村から定期サービスとして周辺の観光施設の利用については地域協力会所属企業に優待等の便宜を図るとともに、被災時は臨時のバックアップオフィスとしてリゾート施設を活用する。	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領第10 地方財政法第16条 災害対策基本法第42条 平成13年3月30日付農林水産事務次官依命通知「農村振興総合整備事業等実施要領」 平成13年3月30日付農林水産事務次官依命通知「農村振興総合整備事業等実施要領」 平成15年4月1日付農林水産事務次官依命通知「農村振興支援総合対策事業実施要領」 平成15年4月1日付農林水産事務次官依命通知「農村振興支援総合対策事業実施要領」	事業主体は、事業計画に基づいて整備した施設等の管理が当該事業の趣旨に即して適正に行われるよう努めるものとする。 農村振興総合整備事業・農村振興総合整備補助事業：農村の総合的な推進を図ることを目的に、都道府県又は市町村が作成する「農村振興基本計画」が作成されている地域において、農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施するものであり、都道府県又は市町村等が事業主体となるものについて補助するもの。(国：1/2) 農村振興支援総合対策事業のうち情報基盤整備事業：農業振興地域において、効率的な農業経営、農村の活性化、農村集落機能の再編・強化及び市町村合併後の新たなむらづくりを支援するため、地方公共団体、公共施設、各農家等をケーブルテレビ網によって結び、高度情報通信基盤の整備を行う。(国：1/3)	D	新山村振興等農林漁業特別対策事業で導入する施設は、事業主体等が当該施設の設置目的に沿って適正に管理・運営することとされている。しかしながら、災害等緊急時には、一時的に避難施設として活用することは可能。 なお、特定農山村事業は、ソフト事業であり施設整備を行う事業ではない。			(項) 農村振興費 (目) 農山漁村地域活性化整備交付金 (項) 農村整備事業費 (目) 農村振興整備事業費補助 (目細) 農村振興総合整備事業費補助	元気な地域づくり交付金 46,606,902の内数 農村振興総合整備事業費補助のうち 10,261,000	1253	12532010	群馬県、東京都	東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会	千代田区・嬬恋村連携震災疎開通信システム/リゾートオフィス構想	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概要要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
農林水産省	1010220	地域観光をテーマに、都市と農村交流、観光交流、スポーツ・文化交流等、各府県が従来の特組みをなくした、地域再生交付金の創設	新グリーン・ツーリズム総合対策	都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の一環として、新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及を行うとともに、都市部のニーズに応じた農山漁村情報の発信機能の強化、グリーン・ツーリズム起業の支援、地域ぐるみで行う受入体制の整備や交流空間の整備等について、関係府庁と連携しつつ総合的に推進。	B-2	地域観光をテーマにした農山漁村地域の活性化施策については、政策群として位置づける等、各省連携して限りある予算を有効に活用しているところである。また、平成17年度予算に向け、都市農山漁村交流や美しい暮らしづくりの推進等を通じた農山漁村の活性化を図るための各種推進活動や施設等の整備について、地域の創意と工夫に基づき総合的に実施する「元気な地域づくり交付金」の創設を要求しているところであり、その中で、地域の裁量性・自主性が最大限発揮されるよう、地域が必要と判断するメニューも対象とする、各メニュー間・地区間の配分を地域の裁量に委ねる等の措置を講じる方針である。			地域観光をテーマにした農山漁村地域の活性化施策については、政策群として位置づける等、各省連携して限りある予算を有効に活用しているところである。また、平成17年度予算においては、都市農山漁村交流や美しい暮らしづくりの推進等を通じた農山漁村の活性化を図るための各種推進活動や施設等の整備について、地域の創意と工夫に基づき総合的に実施する「元気な地域づくり交付金」を創設し、その中で、地域の裁量性・自主性が最大限発揮されるよう、地域が必要と判断するメニューも対象とする、各メニュー間・地区間の配分を地域の裁量に委ねる等の措置を講じたところである。	(項) 農業振興費 (目) 農山漁村地域活性化整備交付金 (目) 農山漁村地域活性化推進交付金	46,606,902の内数	1302	13022010	静岡県	小山市	美知の交流空間づくり構想(交流人口拡大による地域再生計画)
農林水産省	1010230	「森林文化の里」を宣言した本村では、その豊かな空間、ゆったりとした時間の中で、企業や個人の創造的な発想を促すため、村内に張り巡らされる予定の光ファイバーケーブルによる高速通信インフラを活用し、ベンチャー企業の事務所やOHOオフィスを整備することで、創業支援や育成支援を予定している。しかし、それを支援する施策として補助事業をはじめ様々な支援策が講じられているが、ベンチャー企業等の支援という目的が同じであるにもかかわらず、総務省、厚生労働省、経済産業省および農水産省がそれぞれ所管を分けて実施しているとともに、事業の種類、内容が多岐にわたっているため、制度を活用する立場においては、内容がわかりにくく、また、事務の手続きが煩雑となるため効率的な執行ができないのが現状である。そこで、これらの支援策を「ベンチャー企業等の創業等支援総合事業」として整理、統合することにより効率的に実施し、目的を効果的に達成できるように制度の改革を要望する。		農林水産省のベンチャー支援事業としては、競争的研究資金である「生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業」がある。本事業は、バイオテクノロジー等生物系先端技術により新産業の創出、起業化を促進するため、産学官の連携による研究開発を実施することと併せ、バイオベンチャー創出を目指す民間企業、独法等の研究者を対象に課題を公募し、審査の上、実用化に必要な研究資金を供給するものである。本事業は、研究者を対象とした研究開発を支援する事業であり、直接のベンチャー創出支援、育成支援の施策でないことに加え、応募された研究課題については、農林水産省、食品産業等の振興の観点からの採択審査、課題の進行管理、事後評価等が必要であることから、他の補助金等と統合した場合、目的が達せられなくなるおそれがあるため、対応は困難である。	C							1315	13152030	滋賀県	朽木村	森林文化創出プロジェクト
農林水産省	1010240	関西に存在する農林水産関係及び環境関係の公的な試験研究機関にかかるとして一括交付するとともに、「特区」の組織に個別の試験研究機関あるいは個別のテーマに対して支出する権限を移譲すること。	生産振興総合対策事業実施要綱	生産振興総合対策事業では、農畜産物の生産振興を図る観点から、農業者団体等が行う新技術の実証や共同利用施設の整備等の取組を支援している。 当省の研究開発に係る直轄事業や補助事業の予算のうち、公的な試験研究機関に配分されているものとして、a農林水産政策上の要請による試験研究は新研究分野の開発若しくは急速な研究水準の向上を必要とするものについて、自が先導的に推進している研究開発、b他の研究の基盤となる研究開発、c政策の趣旨に沿って応募された研究課題から、特定の地域を限定せずに優秀なものを選択する制度により実施されている研究開発がある。	E、C	「制度の現状」欄記載のうち、a及びbについては、国の政策を踏まえて、当該地域の気象風土を活かすつ、他の研究機関と共同して日本全体の農林水産関係の研究開発を効率的・組織的に推進しているところであり、個別の試験研究機関やテーマに対する権限及び予算を一括交付することは、国全体の農林水産政策の推進と調和がとれなくなる恐れがあることから困難である。また、cについては、国の政策の趣旨に沿って公募された課題のうち優秀なものを選択するという性質上、個別の試験研究機関やテーマに対する権限及び予算を一括交付することは困難である。 公的な試験研究機関の再編体系化については、「関西州特区」内にある農林水産技術会議所管の試験研究機関としては、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(以下「機構」という。)の一部の研究機関が該当するが、当該機関は、機構の統一的な運営のもと、日本全体の農林水産関係の研究開発を効率的・組織的に推進しており、他の公的機関との再編成は困難である。					1348	13482020	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	環境行政と一体化した農林水産業の競争力強化	
農林水産省	1010250	限られた財源を有効に活用できるようにするため、湖沼、河川、上下水道などに関する国の直轄事業予算と補助事業予算を「関西州(産業再生)特区」に対して一括交付すること。	土地改良法、各事業実施要綱・要領等 海岸法第5条、第6条	農業農村整備事業については、それぞれの政策目的に応じ、事業実施要綱に基づき実施している。 海岸法では、海岸法第5条により、海岸保全区域に関する管理については、海岸管理者(都道府県知事、市町村長等)が行うものとされている。また、法第6条において、海岸保全施設が特に国土保全上重要なものと認められる場合は、直轄工事を行うことができるとされている。	C	現在、道州制特区の議論については政府として検討を行っているところであり、本提案の措置については、その結果を踏まえた上で検討を行う必要がある。						1350	13502020	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	水資源の保全活用のための水系の一体的管理
農林水産省	1010260	足尾銅山の歴史は、日本の近代化の礎であり日本最大の銅山として繁栄してきました。その反面「公害の原点」とも言われ環境破壊の象徴として全国的に知られております。松木渓谷は足尾銅山最盛期に銅山からの亜硫酸ガスや山火事によって緑が失われ、荒廃地化した岩肌の山が連なり、足尾を訪れる人は、荒々しい光景を目にして、一様に驚きの声を上げます。松木地区は、明治30年頃に国有林の治山事業に着手を指示したのが始まりで、昭和12年には内務省(現在の国土交通省)が直轄砂防事業に着手、その後昭和32年から林野庁、建設省、栃木県の3者による本格的な荒廃地の緑化事業が開始された。以後50年にわたり継続され事業を実施しております。このように長きにわたり治山・治水事業が行われ、現在まで荒廃地の約50%の緑化が完了しているといわれています。これからも緑の回復事業は実施されることと考えます。また、環境への関心が高まりNPOやボランティアなども活発になりつつありますので、この地域を環境学習地として指定地域に認定いただくことで、環境破壊の恐ろしさ、緑の回復のために莫大の時間とエネルギーが必要かを歴史的な背景を踏まえ後世に伝える地域とする。そのため各府県の特を超えたプロジェクトがこの地域で展開される地域指定を提案いたします。	林業生産流通総合対策実施要領	1 環境学習は、日本全国どこでも実施することができるので、提案のあった「環境学習地としての地域指定」のような制度はない。 2 森林環境教育や林業体験学習などの施設・森林等の整備及び森林体験学習等のための指導者の養成等に対しては、予算上の支援を行っている。また、森林ボランティアネットワークの構築等を通じてボランティア活動情報の提供についても実施している。	D	・森林環境教育や林業体験学習などの施設・森林等の整備及び森林体験学習等のための指導者の養成等に対しては、予算上の支援を行っており、これらの関係予算については、地域の自主性・裁量性を発揮できる仕組みとするよう個別事業の統合・交付金化を行い、概要要求しているところである。			森林環境教育や林業体験学習などの施設・森林等の整備及び森林体験学習等のための指導者の養成等の関係予算については、地域の自主性・裁量性が十分に発揮出来るような仕組みとするため、交付金として大きく化を促進	(項) 林業振興費 (目) 森林整備・保全施設整備交付金 (目) 森林整備・保全推進交付金	4431000の内数	1402	14022020	栃木県	足尾町	エコミュージアムあしおの創造「産業遺産を活用した観光振興」

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概要要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
農林水産省	1010270	発電施設の建設に際しては、農林水産省補助事業(かんがい排水事業、農村振興総合整備事業等)と経済産業省補助事業(中小水力発電開発補助金)を組み合わせて発電施設を建設する。	補助金適正化法、土地改良法、土地改良事業関係補助金交付要綱等	補助金適正化法、土地改良法、土地改良事業関係補助金交付要綱等に基づき、各事業の予算の範囲内で執行している。	D	農林水産省補助事業(かんがい排水事業等)の一環として実施される発電施設の整備は、土地改良法等に規定する目的に即し、一連の管理体系下にある土地改良施設に必要な電力を供給するなど、農業・農村の振興に寄与するものである。 このことを踏まえつつ、これを補完する観点から、施設の利用目的及び所有・運営形態等を明確に区分した上で、一定の条件下、経済産業省補助事業との適切な連携を図ることも可能と考えている。				かんがい排水事業等		1459	14592010	富山県	富山県	ふるさと創造小水力発電プラン
農林水産省	1010280	・蛭が舞う川づくり(蛭の環ネックレスのかわ)地域の川やその周辺をかつてのように蛭が舞う憩いの空間として保全・再生し、都市部との交流促進と地域の活性化を図るため、法河川、準用河川、普通河川、農業用水路、ため池など(上流域から下流域まで)に係る改修・整備に関する各省庁の補助制度の横断的な施策連携	地方財政法第16条 土地改良法第1条 平成13年8月3日付農林水産事務次官・国土交通事務次官依命通知「農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針」 平成13年3月30日付農林水産事務次官依命通知「農村振興総合整備事業等実施要綱」 平成13年3月30日付農林水産局長通知「農村振興総合整備事業等実施要綱」	農村振興総合整備統合補助事業:農村の総合的な推進を図ることを目的に、都道府県又は市町村が作成する「農村振興基本計画」が作成されている地域において、農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施するものであり、市町村等が事業主体となるものについて補助するもの。(国:1/2)	D	土地改良法第1条に基づき、土地改良事業の施行に当たっては、環境との調和に配慮しつつ実施しており、農業用水路やため池を蛭の生息に配慮して整備することは現行の制度で対応可能。 また、施策の連携については、農村振興基本計画に反映させる等、従来より関係省庁と進めているところである。				(項)農村整備事業費 (目)農村振興整備事業費補助(目細)農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備事業費補助のうち 10,261,000	1533	15332010	福岡県	北九州市	小倉南区発「日本のふるさと」推進プロジェクト
農林水産省	1010290	補助事業による地元産木材仕様の建築物は、交付決定後発注し同年度末の完成になるが、現状として木材調達に充分な工期を確保することが困難である。木材の持つ特異性から地元産材調達に要する場合は「繰越事由」に加える。		繰越の事務手続きにおける繰越事由として、「資材の入手難」が選択肢として位置づけられており、その中で具体的な事由を説明することとなっている。	D	地元産材の持つ特異性として一様に調達に困難であるとは認識していない。ただし、特殊な木材を利用するなど、個別具体的な理由がある場合には、繰越事由の「資材の入手難」を選択し、一定の説明を行うことにより対応可能である。			(項)林業振興費 (目)林業・木材産業等振興施設整備交付金	強い林業・木材産業づくり交付金 7,809,406 の内数	1239	12392022	京都府	美山町	日本一の田舎づくり構想	
農林水産省	1010300	土石流のおそれのある場合などは、たとえ治山事業であっても砂防堰堤の基準を適用したり、また、荒廃森林が存する場合などは砂防事業であっても治山事業の基準を適用するなど、砂防指定地や保安林区域の指定のいかんを問わず、砂防および治山の技術基準を弾力的に適用する。	砂防法第1条、森林法第41条	<砂防法>第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スル八国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水ノ砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ <森林法>第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。	C	砂防事業は土砂の生産を抑制し流送土砂を止し調節するに必要な事業、治山事業は森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業として、それぞれ砂防法、森林法に基づいて位置づけられており、そもそもの事業目的、整備手法等が異なることから、技術基準も異なっているところであり、技術基準の弾力的な運用は適切でない。 なお、砂防事業と治山事業については、「治水砂防行政事務と治山行政事務の連絡調整について(昭和38年6月1日付け林野庁長官、建設省河川局長連名通知)」および「砂防事業と治山事業の取扱いについて(昭和38年12月7日付け林野庁長官、建設省河川局長連名通知)」等に基づき、砂防治山連絡調整会議等を通じて事業の連携・調整を図りながら事業を実施し、国土の保全等に努めているところである。					1206	12062010	福井県	福井県	危険地域堰堤機能強化構想	
農林水産省	1010310	埼玉県では、健康的で安心・安全な公共空間の提供や県産木材利用のPR・普及などを目的として、平成16年度から「県有施設の木造化・木質化等に関する指針」を運用し、公共施設における県産木材の利用について、自ら積極的に取組むとともに、市町村に対して働きかけを行っている。 市町村からは、県産木材利用公共施設の整備に対する補助の要望が多くあがっているが、現在の林野庁の補助制度では、対象が他省庁の補助制度の対象とならない施設等に限定されていることから、要望の大部分について対応できない状況である。 このことから、市町村の公共施設における県産木材の利用促進を図るため、木造公共施設の整備にあたっては、他省庁の補助制度の対象であっても、林野庁が所管する木造公共施設整備事業(林業生産流通総合対策事業)の補助の対象とできるよう、実施要領等に明記することを提案する。		各省庁の補助事業においても、県産材の利用を行うことは可能である。	D C	県産木材を利用して公共施設を整備することの意義については、副大臣会議、木材利用推進関係省庁連絡会議や農林水産省木材利用推進連絡会議を通じて、林野庁のみならず各省庁においても理解されていると認識しているところであり、各省庁の補助事業等による公共施設整備において県産木材の利用促進を図ることは、貴県関係部局間の連携により可能である。 なお、他省庁の補助制度の対象については、林野庁が所管する木造公共施設整備事業の補助対象とすることはできない。			(項)林業振興費 (目)林業・木材産業振興施設整備交付金	7,809,406 の内数	1227	12272020	埼玉県	埼玉県	埼玉県産木材利用推進構想	
農林水産省	1010320	農産物価格の下落が大きく影響し、農村地域の経済が深刻な状況となっており、既存資源を活用したグリーン・ツーリズムビジネスの展開により、農業生産以外での所得の確保及び農産物の高付加価値化を図ることが必要となっている。 このため平成11年度よりグリーン・ツーリズム事業を展開し、事業の進展とともに、一般の農家に泊まるいわゆる「農泊」が定着しつつあります。これに伴う法整備も構造改革特区等で実現し、規制緩和が進んでいる状況にある。 しかし、現行法令では旅館業法、食品衛生法に係る設備基準を満たすための施設投資が必要であり、一般の農家家屋では水まわりを中心とした改善が必要となっている。 特に課題となっている事項は、農繁期には受け入れが難しく、営業可能日数が少なくなってしまうこと、また、定員4・5人程度が限度で、設備投資を行っても一般の旅館や民宿と同じような収益が確保される見込み立たないことである。 現行の補助事業である「やすらぎ空間整備事業」により初期投資の軽減を図り、多くの農家が農泊を行う事ができないか模索しているが、現行で農家住宅を農泊向けに改修することができる補助事業がない。 このため、補助事業の運用を弾力的に行い「農泊会員の組織」が農家住宅を改修し、農家が営業できるよう整備する事業をモデル的に認め実施することを提案する。	やすらぎ空間整備事業	農山漁村の多様な地域資源を活用した都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間を整備する	C	個人の農家が民宿を営業するための、農家住宅の改修に対して補助することは、補助事業の趣旨に反することから適当ではないと考えられる。ただし、やすらぎ空間整備事業では地域の交流人口の増大等を目標に、農山漁業者等の組織する団体等が、家屋を所有する農家と施設の耐用年数等を勘案した事業効果の上が期間の賃貸借契約を結び、自ら民宿を営業することを条件として、農家住宅を改修することは可能である。					1375	13752010	福島県	喜多方市	農泊で再生!地域の農業	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概要要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
農林水産省	1010330	国や地方公共団体の財政改革による公共工事の縮減等により、建設業等の経営環境はいつそうの厳しさを増している。そこで建設業だけでなく森林組合、NPO等が国の地域再生計画に伴う支援措置を活用しながら、このような業界自らの取り組みを支援し、経営体質の強化や新分野進出の動きを促進することにより、地域産業の振興と活性化を図るものである。	甘味資源特別措置法	「さとうきび生産振興地域」を指定し、「さとうきび生産振興計画」に基づき生産振興が図られている。	D	名瀬市においては、既に鹿児島県が策定する「さとうきび生産振興計画」に基づきさとうきび生産が行われており、作付拡大については、同計画に定める作付面積や生産数量の変更等所定の手続きを行えば可能。						1513	15132010	鹿児島県	名瀬市	さとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化計画
農林水産省	1010340	遊休農地の有効利用の促進と、それを通じた優良農地の確保、地域農業の振興及び土地利用の秩序化の計画的な推進を図るために公益法人が事業主体となり耕作地の整備を支援する。また、公益法人がさとうきび栽培者に対する技術取得等の支援を行い、営農意欲を高め、就農を促進するために支援をする。	遊休農地解消総合対策事業実施要領	「新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業」は広く農業内・外から新規就農者を確保するため、新規参入者等に対する就農相談体制の整備、技術・経営研修の充実等に対し、助成を行っている。 地域における遊休農地の活用計画の策定、計画の具体化のための実践活動及び簡易な土地条件整備等を実施	B-1 D	新規就農者の研修を行う法人等に対する研修用機械や宿泊施設のリース事業等地域段階における実践的な研修の支援等について検討中。 遊休農地解消総合対策事業において、農地保有合理化法人(市町村農業公社等)が事業主体となって遊休農地の簡易な土地条件整備を行うことが可能なので活用されたい。		D	新規就農者の研修を行う先進経営体に対する研修用機械のリース事業等地域段階における実践的な研修の支援等を実施。 平成17年度においては、農山漁村の活性化に資する各種施策を総合的に支援する「元気な地域づくり交付金」を創設することとしており、現行の遊休農地解消総合対策事業で実施する事業内容については、この交付金の中で、農地基盤整備対策として引き続き実施していくこととしている。	(事項) 農業食品産業競争力・経営力強化交付金に必要な経費 (目) 農業食品産業競争力・経営力強化推進交付金 (細目) 新規就農促進対策 (項) 農村振興費 (目) 農山漁村地域活性化整備交付金 (目) 農山漁村地域活性化推進交付金	強い農業づくり交付金 47,008,922の内数 46,606,902の内数	1513	15132020	鹿児島県	名瀬市	さとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化計画
農林水産省	1010350	名瀬市における黒糖工場は老朽化がひどく現在利用できない状態にある。そこで今回のさとうきび栽培の企業参入において地域の活性化を図るためにも黒糖工場の再整備が必要で、黒糖の確保に繋がる。	生産振興総合対策事業実施要領 新グリーン・ツーリズム総合対策	農業者団体等が取り組む農産物の処理加工施設の整備については、一定の要件を満たす場合は、生産振興総合対策事業において支援が可能。 都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の一環として、新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及を行うとともに、都市部のニーズに応じた農山漁村情報の発信機能の強化、グリーン・ツーリズム起業の支援、地域ぐるみで行う受入体制の整備や交流空間の整備等について、関係省庁と連携しつつ総合的に推進。	D B-2	農業者団体等が取り組む農産物の処理加工施設の整備等を含めた、生産・経営から流通までの総合的な強い農業づくりを支援するための「強い農業づくり交付金」を予算要求しているところ。 ご提案の「グリーン・ツーリズムに対する支援」については、地域連携システム整備事業によりワークショップ活動を通じて地域の資源を活かした交流産業の高度化、情報発信機能の強化を図るための人材育成やインターネットホームページの試作等の活動に支援しているところである。ただし、情報発信設備等への支援については、平成17年度予算に向け、都市農山漁村交流や美しいむらづくりの推進等を通じた農山漁村の活性化を図るための各種推進活動や施設等の整備について、地域の創意と工夫に基づき総合的に実施する「元気な地域づくり交付金」の創設を要求しているところであり、その中で、地域の裁量性・自主性が最大限発揮されるよう、地域が必要と判断するメニューも対象とする。各メニュー間・地区間の配分を地域の裁量に委ねる等の措置を講じる方針であり、その中で提案に対応できるかどうかを検討して参りたい。			生産・経営から流通までの総合的な強い農業づくりを支援するための「強い農業づくり交付金」により、地域における川上から川下までの対策を総合的に推進していくこととしている。 ご提案の「グリーン・ツーリズムに対する支援」については、地域連携システム整備事業によりワークショップ活動を通じて地域の資源を活かした交流産業の高度化、情報発信機能の強化を図るための人材育成やインターネットホームページの試作等の活動に支援しているところである。 ただし、情報発信設備等への支援については、平成17年度予算に、都市農山漁村交流や美しいむらづくりの推進等を通じた農山漁村の活性化を図るための各種推進活動や施設等の整備について、地域の創意と工夫に基づき総合的に実施する「元気な地域づくり交付金」を創設し、その中で、地域の裁量性・自主性が最大限発揮されるよう、地域が必要と判断するメニューも対象とすることとしたところであり、提案に対応できるかどうかは交付金の申請段階で個別に検討して参りたい。	(項) 農業食品産業競争力・経営力強化費 (目) 農業食品産業競争力・経営力強化整備交付金 (項) 農村振興費 (目) 農山漁村地域活性化整備交付金 (目) 農山漁村地域活性化推進交付金	47,008,922の内数 46,606,902の内数	1513	15132040	鹿児島県	名瀬市	さとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化計画
農林水産省	1010360	地域農業・農村の活性化に資するソフト支援事業を統合し、「食と農の再生」を目的とした、地方自治体の裁量で実施できる「食と農の再生資金(仮称)」を創設する。地方自治体への予算配分は、地域の農業従事者数や農地面積等の農業指標を動案して実施する。	施策の目的に応じて、担当部局が存在し、各々の目的に応じた支援措置を講じている。		A	・ 農林水産関係の地方向け補助金について、7つの大きな目的別に、個別の事業の統合・交付金化を行ったところ。これにより、地域にとって使いやすく、かつ、地域の自主性、裁量性が十分に発揮できるような仕組みへ転換。 ・ このうち、地域農業・農村の活性化については、「立ち上がる農山漁村」、「魅力ある農山漁村づくり」、「都市と農山漁村の共生・対流」を目指し、地域の想像力を活かし、地域の裁量性・自主性が発揮されるような形で各種支援を実施する「元気な地域づくり交付金」において、事業のメニューの選択の幅を拡大し、農地基盤整備対策から都市農山漁村交流対策まで、地域が必要な政策を一体的に実施可能となる			・ 農林水産関係の地方向け補助金について、大きな目的別に統合された7つの交付金の創設が認められ、各種施策の実施に必要な予算が確保されたところ。 ・ このうち、特に地域農業・農村の活性化については、「立ち上がる農山漁村づくり」、「魅力ある農山漁村づくり」、「都市と農山漁村の共生・対流」を目指し、地域の想像力を活かし、地域の裁量性・自主性が発揮されるような形で各種支援を実施する「元気な地域づくり交付金」において、事業のメニューの選択の幅を拡大し、農地基盤整備対策から都市農山漁村交流対策まで、地域が必要な政策を一体的に実施可能となる	食の安全・安心確保交付金：2,742,305 強い農業づくり交付金：47,008,922 元気な地域づくり交付金：46,606,902 バイオマス利用推進交付金：14,380,680 森林づくり交付金：4,431,000 強い林業・木材産業づくり交付金：7,809,406 強い水産業づくり交付金：15,228,087	1595	15952020	北海道	北海道	活力ある農業・農村新生プラン	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
農林水産省	1010370	構造改革特別区域法に基づき新たに農業への参入が認められたNPO法人等については、将来的に、本県園芸農業の実践者として、その役割が期待されている。こうしたNPO法人等について、国庫補助事業や低利融資制度の対象とし、農業への一層の参入を支援していく。	生産振興総合対策事業実施要綱 農業機械施設整備の整理合理化について	生産振興対策においては、受益農家戸数が3戸以上であるなど、一定の要件を満たす場合は、構造改革特区の認定を受けて農業参入するNPO法人であっても補助対象となる。	D	生産振興対策においては、受益農家戸数が3戸以上であるなど、一定の要件を満たす場合は、構造改革特区の認定を受けて農業参入するNPO法人であっても補助対象となる。				(項)農業食品産業競争力・経営力強化費 (目)農業食品産業競争力・経営力強化整備交付金 (目)農業食品産業競争力・経営力強化推進交付金 (項)牛肉等関税財源畜産振興費 (目)牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金 (目細)競争力強化生産総合対策事業費交付金 (目細)競争力強化生産総合対策事業推進費交付金	47,008,922	1272	12722010	山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想(パート)
農林水産省	1010380	民活法に基づき整備した施設の転用後の用途が同法第2条の特定施設のいずれかに該当するときは、転用に伴う整備計画の処理を同法第5条の規定に基づき行うこととし、その整備事業に対しては、同法所定の支援措置を適用する。	転用に伴う整備計画の処理 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条 転用後の整備事業に対する支援措置 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第10条及び第11条	特定施設の整備計画の認定を受けたものは、当該認定に係る整備計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。 認定事業者が認定計画に従って取得して特定施設又は当該特定施設の敷地である土地については、地方税法で定めるところにより、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税又は事業所税について、必要な措置を講ずる。 国及び地方公共団体は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。	C	民活法第2条第14号施設に対する予算措置については、民活法施行後15年以上経過し、緊急性が乏しくなったこと及び需要が見られないことから平成14年度をもって廃止したところである						1132	11322012	兵庫県	洲本市	民活施設の活用による「みなと」再生構想
農林水産省	1010390	酒造好適米を主食用米以外の水田を活用した作物と明確に位置づけるとともに産地づくり交付金の交付対象とする。これにより、酒造メーカーと生産農家とが連携し水田の維持・生産効率の向上を図るとともに、農村と都市との交流・対流を図ることにより、地域の活性化を進める。	水田農業構造改革対策実施要綱	産地づくり交付金は、地域自らの発想と戦略により、水田農業の将来方向を明らかにしたビジョンに基づき、需要に応じた作物生産や水田農業の構造改革を推進する地域の取組を支援することを目的とした事業であり、交付金の具体的な使途については、実施要綱において定めるガイドラインの範囲内で、各地域が定める仕組みとしている。	D	酒造好適米に対する産地づくり交付金の扱いについては、地域で、販売促進活動、産地地消に対する助成など価格の上乗せ補てんに該当しない助成 有機栽培等減収が認められるものについて減収の範囲内で行う助成を行うことが可能である。				(項)水田農業構造改革対策費 (目)水田農業構造改革交付金 (目細)水田農業構造改革交付金	144,508,000	1267	12672010	山梨県	株式会社 萬屋醸造店	自然の恵みと人の調和で醸す、増穂米計画
農林水産省	1010400	農業法人等が行う設備投資等に対しての「生産振興総合対策事業」については、対象が「受益農家3戸以上」とされているが、1戸1法人等についても補助対象とするよう要件を緩和し、本県農業経営者の法人化を強力に推進していく。	生産振興総合対策事業実施要綱 「農業機械施設整備の整理合理化について」	生産振興総合対策事業等の農業関係の補助金については、農業者が共同で利用する農業用機械・施設の整備等に対する支援を実施している。	A	現行の農業関係の補助金については、個人の自主・自立にゆだね得るものはできる限りゆだね、補助から融資への切り替えを行う等の観点から、共同利用の機械・施設に限り補助対象としている。 しかしながら、農林水産関係の地方向け補助金については、個別事業の統合・交付金化を行い、「強い農業づくり」等に向けた地域の自主性・裁量性を生かした取組を支援できる仕組みとするよう予算要求しているところであり、その中で、経営構造対策については、経営規模の拡大や経営の多角化等による販売額の増加等を通じた雇用機会の創出・拡大を促進するため、一定の雇用要件等を満たす農業法人等の場合は、3戸要件を満たしていなくても事業実施主体になれるよう要求している。		農林水産関係の補助事業の統合・交付金化の一環として創設する「強い農業づくり交付金」のうち、担い手育成のための施設整備等については、農地利用集積及び雇用等に關する一定の要件を満たす農業法人、構造改革特区制度により農業参入する特定法人及び農業サービス事業者については、3戸要件を満たしていなくても事業実施主体に追加。	(項)農業食品産業競争力・経営力強化費 (目)農業食品産業競争力・経営力強化整備交付金 (目)農業食品産業競争力・経営力強化推進交付金 (項)牛肉等関税財源畜産振興費 (目)牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金 (目細)競争力強化生産総合対策事業推進費交付金	47,008,922	1272	12722030	山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想(パート)	
農林水産省	1010410	種子生産の特殊性(他品種との交雑を防ぐ、審査効率)から連担化が必須条件となるが、中山間地域において、種子を生産するために必要な機械設備を整備する場合、現行の補助採択要件25ha以上(生産振興総合対策事業)では、中山間地域の地形的特徴から面積確保することは困難なことから現行基準の大幅な緩和を求めます(現行では中山間地域の緩和措置の対象外)。	生産振興総合対策事業実施要綱	生産振興総合対策事業により、種子乾燥調整施設、種子消毒施設等の共同利用施設・機械の整備を行う場合、指定種子生産ほ場(主要農作物種子法第3条第1項の規定により指定されたほ場)の面積が、おおむね次に掲げる面積以上であることを要件としている。 稲 25ヘクタール 麦 15ヘクタール 大豆 5ヘクタール	B-2	現行補助制度の要件は、主要農作物(稲、麦類及び大豆)種子の産地規模の実態を踏まえ、国費を投じて育成誘導すべき種子産地規模のあり方種子更新率が低い大豆については、種子更新率を向上させていくための政策的配慮等を勘案して設定しているものであり、特に過大なものは考えていない。 しかしながら、農林水産関係の地方向け補助金については、個別事業の統合・交付金化を行い、地域の自主性・裁量性を発揮できる仕組みとするよう予算要求しているところであり、具体的な要件については今後検討してまいりたい。				今後、要綱・要領等を制定する過程において、具体的な要件等について検討。(平成17年3月)	47,008,922の内数	1583	15832020	三重県	三重県	新しい「三重の米(水田農業)」戦略
農林水産省	1010420	農林水産省補助事業採択の要件「3戸要件」を見直し、中山間地域の多面的機能の維持等に寄与し、かつ地域農業の担い手として営農活動を行っている認定農業者(法人を含む)など一定の要件を満たす場合に限り、個人補助を容認する。	生産振興総合対策事業実施要綱 農業経営総合対策事業の実施について 農業機械施設整備の整理合理化について	生産振興総合対策事業等の農業関係の補助金については、農業者が共同で利用する農業用機械・施設の整備等に対する支援を実施している。	A	現行の農業関係の補助金については、個人の自主・自立にゆだね得るものはできる限りゆだね、補助から融資への切り替えを行う等の観点から、共同利用の機械・施設に限り補助対象としている。 しかしながら、農林水産関係の地方向け補助金については、個別事業の統合・交付金化を行い、「強い農業づくり」等に向けた地域の自主性・裁量性を生かした取組を支援できる仕組みとするよう予算要求しているところであり、その中で、経営構造対策については、経営規模の拡大や経営の多角化等による販売額の増加等を通じた雇用機会の創出・拡大を促進するため、一定の雇用要件等を満たす農業法人等の場合は、3戸要件を満たしていなくても事業実施主体になれるよう要求している。			農林水産関係の補助事業の統合・交付金化の一環として創設する「強い農業づくり交付金」のうち、担い手育成のための施設整備等については、農地利用集積及び雇用等に關する一定の要件を満たす農業法人、構造改革特区制度により農業参入する特定法人及び農業サービス事業者については、3戸要件を満たしていなくても事業実施主体に追加。	(項)農業食品産業競争力・経営力強化費 (目)農業食品産業競争力・経営力強化整備交付金 (目)農業食品産業競争力・経営力強化推進交付金 (項)牛肉等関税財源畜産振興費 (目)牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金 (目細)競争力強化生産総合対策事業推進費交付金	47,008,922	1605	16052010	熊本県	熊本県	地域農業再生構想(案)
農林水産省	1010430	就農支援資金(就農施設等資金)の貸付対象の弾力化 ・技術習得を目的として農業法人等に就職し、引き続き法人等の従業員として就農しようとする新規就農者の技術習得期間中も貸付が受けられるよう対象を拡大。 ・こうした新規就農者の就農研修を受け入れている法人が、研修修了者を引き続き法人社員として雇用する場合、必要な施設整備や機械購入を行うための就農施設等資金の貸付を受けられるよう貸付け対象を拡充する。	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第2条第2項	青年等就農促進法は、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的としている。	D	就農支援資金は、新たに就農しようとする青年等が就農計画に従って就農するのに必要な資金を対象としており、現に農業経営を営んでいる者の経営改善にも資する技術習得や施設整備に対する融資は他の融資制度により措置している。(新規就農者を雇い入れることのみを目的に機械・施設を整備する経営体は想定しない。)				農業経営基盤強化措置特別会計 就農支援資金貸付金	[140億円]	1204	12042010	福井県	福井県	新規就農支援充実構想

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概要要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
農林水産省	1010440	新規就農する農業経営者は、立ち上がりの運転資金を始め経営資源が脆弱で技術的にも未熟な場合が多い。このため、就農前の研修等を対象とした「新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業」について、研修終了後も農業経営が安定するまでの期間について、助成の対象とするよう要件を緩和し、新規就農者の定着を支援していく。		「新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業」は広く農業内・外から新規就農者を確保するため、新規参入者等に対する就農相談体制の整備、技術・経営研修の充実等に対し、助成を行っている。	D	「新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業」では、新規就農者の着実な経営定着を支援するため、効果的かつ効率的な指導を展開するための普及指導方法をモデル化するとともに、地域の合意形成等、新規就農者が地域に参入及び定着しやすい受入環境の整備や定着に向けた指導農士によるマンツーマンの技術指導体制の整備について支援している。				(事項) 農業食品産業競争力・経営力強化交付金に必要な経費 (目) 農業食品産業競争力・経営力強化推進交付金 (目細) 新規就農促進対策	強い農業づくり交付金 47,008,922の内数	1272	12722020	山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想(パート)
農林水産省	1010450	西彼町では、若年層の町外流出等による就農者の減少及び高齢化が著しく、地場産業である農業が衰退傾向にある。この中で「就農支援資金」は、就農者の拡大を目的とし、認定就農者に対し就農に関する「研究資金」、「準備資金」、「施設整備資金」を無利子で貸付ける資金として活用されているが、現在は、その貸付対象が「就農研修資金を除き個人就農者を対象とされている。西彼町は、これまでは個人就農者の拡大を主として目標としてきたが、今後は個人就農者に加え農業法人等の新規参入を促進することで町全体の農業活性化を図りたいと考える。これらを実現するためには、農業法人等が新規就農者として農業に参入しやすい環境を整備することが急務であり、具体的には就農に関する研修費に加え、施設整備等を支援する「就農施設等資金」を農業法人等も活用できるようにするものである。	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第2条第2項	青年等就農促進法は、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的としている。	D	新規参入の農業法人等が資金の借入れを必要とする場合には、農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者になるなど、一定の要件の下で、農業経営改善関係資金(農林公庫資金、農業近代化資金、農業改良資金)を利用することが可能となっているので本資金の活用を図られたい。			農業経営基盤強化措置特別会計 就農支援資金貸付金	[140億円]	1603	16032010	長崎県	西彼町	長崎オランダ村再生による地域活性化構想	
農林水産省	1010460	中小企業信用保証法に基づく信用保証制度では、原則として対象外とされている産業分類上の農林漁業関連産業の中で、苗床方式によるかいわれ大根製造業、苗床方式によるきのこと製造業等の5業種が特例として対象となっているが、これに工場的生産設備を備えた非土地利用型の果菜や葉菜、花卉等の「水耕方式による栽培事業」を新たに対象として追加する。また、現在、他産業の中小企業者が農業分野に参入する場合には対象とならない農業信用保証保険制度における「農業者等」の解釈の拡大を図る。	農業信用保証保険法	農業信用保証保険法第2条に規定される「農業者等」とは、農業を営む者及び農業に従事する者である。	D	農業信用保証保険法第2条の「農業者等」とは、農業を営む者及び農業に従事する者を指し、必ずしも他産業から新規に農業に参入する中小企業者を排除するものではない。したがって、農業信用基金協会の会員となる等の要件を満たせば同協会の債務保証の対象となることが可能である。	1次提案時に 同趣旨の 回答済み			農業信用保証保険制度		1274	12742030	山形県	山形県	やまがたニュービジネスフロンティア推進計画
農林水産省	1010470	現在、認定農業者は農家、農業生産法人について認められているが、この範囲を民間企業やNPO法人にまで広げるもの。	農業経営基盤強化促進法第12条	「農業経営を営み、又は営もうとする者」は、農業経営改善計画を作成し、これを市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。	D	農業経営基盤強化促進法第12条第1項では、農業経営を営み又は営もうとする者は、農業経営改善計画の認定を受けることができることと規定しており、構造改革特別区域内において農業経営に参入する特定法人を除外したものはなっていない。したがって、特区制度を活用し、農地賃借等により農業に参入した民間企業者やNPO法人についても、当該民間企業者・NPO法人が農業部門の経営の規模拡大等に関する農業経営改善計画を作成し、市町村がその農業経営改善計画が基本構想に照らし、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行うことを目指したものであると判断する場合には、農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者となることは可能である。					1403	14032010	大分県	庄内町	神楽の里のフラワーグリーン計画	
農林水産省	1010480	農業経営基盤強化促進法における農地保有合理化事業の内容を強化する。農地保有合理化法人が貸し手農家から借り受け助成金を出す。借り手農家(さとうきび栽培)の貸し手農家への地代分を補助する。		国は、都道府県、都道府県公社、市町村公社等及び(財)全国農地保有合理化協会に対して、農地保有合理化事業(農地売買等事業、農地信託等事業、農業生産法人出資育成事業、研修等事業)の推進、実施に係る経費を補助している。	C	本提案の内容は、貸し手農家には借り受けのための助成をし、借り手農家には地代分の補助をするというものであるが、これは農地の貸し借りという経済活動に対する個人への金銭の交付であり、予算化することは困難である。なお、本提案の趣旨は、農地の集約・流動化を図るというものであるが、現行において担い手への農地集積を促進するための助成措置として、認定農業者農地集積促進事業等を実施しており、これらの事業を活用願いたい。					1513	15132030	鹿児島県	名瀬市	さとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化計画	
農林水産省	1010490	青森県は太平洋、日本海、津軽海峡と三方を海に囲まれており、海岸に打ち上げられた海藻類や漁港等から排出される型の小さい雑魚類、駆除ヒトデ等未利用海洋バイオマスが多く賦存している。海洋バイオマスについては有用な機能性成分が含まれており、その製品化が数多く行われている他、粉碎発酵することによって、食品添加物や生分解プラスチック、エネルギーなどの工業原料とすることも技術的には可能であり、将来大きな市場を形成することが期待されている。しかしながら、現在はその大部分が廃棄物として処分されており、利活用については行われていない状況である。海岸に打ち上げられた海藻類、漁港等から排出される駆除ヒトデ等の未利用海洋バイオマスについては、バイオマス利活用フロンティア推進事業における食品廃棄物等に該当すると考えられ、本県が有する未利用海洋バイオマスの利活用の推進に資することができる。	「バイオマス利活用フロンティア推進事業実施要綱」	バイオマス利活用フロンティア推進事業においては、海洋バイオマスの利用も含め、地域の実情に応じたバイオマスの利活用を支援しているところである。	D	現状のバイオマス利活用フロンティア推進事業において、バイオマス種による特段の制限は設けていない。			地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、関係者への理解の醸成、バイオマス利活用計画の策定、バイオマスの種類に応じた利活用対策、バイオマスの変換・利活用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援	バイオマスの環づくり交付金 (項) 農村振興費 (目) 農村振興費 (目細) 農村振興費 (目) 農山村地域活性化整備交付金 (目細) 農山村地域活性化推進交付金	14380680	1148	11482120	青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想
農林水産省	1010500	新山村振興等農林漁業特別対策事業について、中古品の使用における「新資材と同程度の耐用年数を有するもの」という制限を撤廃し、新資材以下の耐用年数であっても、新品と同様、中古品購入費を補助の対象とする。	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要綱第1の6及び10	・既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合は、古品、古材の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。 ・補助の対象とする施設は、原則として耐用年数が概ね5年以上のものとする。	D	新山村振興等農林漁業特別対策事業では、資材の有効利用及び事業費低減等の観点から、耐用年数が概ね5年以上であれば古品、古材も補助対象とすることが可能となっている。また、耐用年数が概ね5年に満たないものであっても、その施設が補助目的の達成に十分耐え得るものであり、当該施設の活用が補助目的の達成のために必要であると都道府県知事が認める場合にあっては補助の対象とすることは可能である。			平成17年度においては、中山間地域等を含む農山村の活性化に資する各種施策を総合的に支援する「元気な地域づくり交付金」を創設することとしており、現行の新山村振興等農林漁業特別対策事業で実施する事業内容については、この交付金の中で、中山間地域等振興対策として引き続き実施していくこととしている。	(項) 農村振興費 (目) 農山村地域活性化整備交付金 (目細) 農山村地域活性化推進交付金	46,606,902の内数	1183	11832020	岩手県	紫波町	循環型まちづくり構想
農林水産省	1010510	既設土地改良施設を活用した小水力発電事業については、現行の農林水産省による補助事業制度は適用にならない。また、RPS法による補助制度も30%で、採算性の問題が生じる。このため、土地改良区や農家だけのメリットでなく国家経済への大きな貢献を果たすことを評価して、新たな土地改良事業(かんがい排水事業等)を行わない場合にあっては小水力発電事業の単独実施可能な補助制度及び採算性の観点からRPS法に基づく補助率の改正を提案します。	「新農業水利システム保全対策事業実施要綱」	新農業水利システム保全対策事業は、米政策改革による構造改革等の制約要因を除去するための条件整備を緊急的に実施し、担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化等を実現する農業水利システムをモデル的に形成する事業である。	D	小水力発電施設が、新農業水利システム保全対策事業の趣旨である、施設の管理省力化に必要な施設として位置づけられるのであれば、対応可能である。			(項) 農業生産基盤整備事業費 (目) 諸土地改良事業費補助 (目細) 諸土地改良事業費補助 新農業水利システム保全対策事業	2,400,000	1216	12162100	栃木県	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概要要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
農林水産省	1010570	地球温暖化防止の観点から、木質バイオマス資源として有効に活用したペレットの製造・利用、発電などの取組み全体的に普及させていくためには、民間企業の強力が不可欠である。このため、「木質バイオマス利活用関連事業」の事業主体として、農林水産業を営む個人が出資又は構成員となっている民間企業や地域全体の利益につながる事業を行う企業を認めるよう要件を拡充し、木質バイオマス利活用を支援していく。		木質バイオマスエネルギー利用促進事業においては、都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体等が実施する木質バイオマスエネルギーの供給施設や利用施設の整備等について支援している。	B-2	「木質バイオマスエネルギー利用促進事業」は、林業・木材産業の総合的な構造対策の一つとして、地域材の利用促進を図るための木質バイオマスエネルギー利用施設等を整備するものであり、林業者、木材関連業者を主として、より多くの地域の関係者が参画することにより、地域全体への利益につなげることが重要と考えている。 このため、本事業の実施に当たっては、事業主体として、林業者等の組織する団体(林業を営む者が主たる構成員となっており、かつ、これらの者がその活動を支配することが認められる団体)、木材関連業者等の組織する団体(林業、木材産業を営む者が主たる構成員となっており、かつ、これらの者がその活動を支配することが認められる団体)、地方公共団体が出資する団体(いわゆる第三セクター)等となっており、その構成員としては林業・木材産業関係者を含む民間企業がその構成員として参画することが可能である。 さらに、17年度予算概算要求においては、PFI事業者を事業主体に追加する拡充要望を行っていることから、予算編成過程において進捗に対応できるか否か検討して参りたい。			PFI事業者を事業実施主体に追加した。	(項)林業振興費 (目)林業・木材産業振興施設整備交付金	強い林業・木材産業づくり交付金 7,809,406の内数	1271	12712020	山形県	山形県	豊かな山形 新たな木の時代推進構想
農林水産省	1010580	特定地域振興重要港湾における振興ビジョンに基づく施設整備に対する水産庁の国庫補助の対象者条件の緩和		事業実施主体は、都道府県、市町村、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は水産庁長官が適当と認める者。	B-2	事業実施主体については、地域再生計画の特例として提案に対応できるか否か検討。	事業実施主体についての特例が認められることとなり、その要件や基準に適合しないことにより採択できないことあり得る。	- 1		(項)水産業振興費 (目)水産業振興等施設整備交付金	15,228,087の内数	1443	14432010	静岡県	沼津市	沼津港交流拠点づくり構想
農林水産省	1010590	水産庁補助事業による排水処理施設の整備においては、漁協、水産加工業協同組合は対象となっているが、個別事業者は対象になっていないため、これを対象とする。		事業実施主体は、都道府県、市町村、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は水産庁長官が適当と認める者。 事業実施地域は、水産加工団地又は年間水揚量5千トン以上の地域。	C	本事業は、水産物の安定供給の確保という目的に効率的に資するため、対象地域を、大きな事業効果が期待できる拠点産地(年間水揚量が5千トン以上又は水産加工団地が形成されている地域)に重点化するとともに、対象施設も、多数の事業者に裨益効果が及ぶようにとの観点から、市町村等の公的施設及び漁業協同組合等の共同利用施設に限定している。 しかしながら、点在する個別事業者ごとに排水処理施設を整備するという提案は、規模の観点から大きな効果が期待できないと考えられ、また、直接的な受益者が特定事業者に限定されることから、本事業の対象とすることは困難である。 さらに言えば、国の補助金の対象を(大型拠点施設のみならず)地域に点在する多数の小規模施設にまで拡大することは、地方分権の考え方に逆行することとなる。					1585	15852010	三重県	三重県	美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト	
農林水産省	1010600	水産庁補助事業による藻場造成においては、コンクリート等の構造物は対象となるが、播種基盤のみの造成については対象とならないため、これを対象とする。		漁場環境保全創造事業は、沿岸の漁場環境が悪化しており、漁場としての効用の低下が問題となっていることから、漁場の生産力の回復や水産資源の生息環境の改善により、水産資源の生息環境の保全・創造に資することを目的として実施される事業であり、具体的には、堆積物の除去、底質改善(しゅんせつ、作れい、耕うん、露土、覆土等)、海水交流施設の設置(水路等)、着定基質(投石、コンクリートブロック等)の設置等を行うものである。	D	移植・播種については、その対象が、社会資本として形成される構造物ではないことから、地方公共団体等が、必要に応じて、単独事業で実施することが原則であると考えているが、例外的に、漁場環境、海洋環境の維持・回復及び創造を図るため、沿岸環境緊急回復事業の対象として位置づけられた地域であれば、漁場環境保全創造事業により水質浄化機能のある水生植物等の移植・播種を実施することが可能であるので、必要に応じ活用を図りたい。			沿岸環境緊急回復事業の対象として位置づけられた地域に限り、 (項)水産基盤整備費 (目)水産資源環境整備事業費補助 (目細)漁場環境保全創造事業費補助 により水質浄化機能のある水生植物等の移植・播種を実施することが可能	3,216,000	1585	15852020	三重県	三重県	美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト	